

地域共同施設災害復旧補助事業

《通称：ここぞ！というところに手が届く災害復旧補助事業》

地域の力を
応援します！

これまで
2自治体で活用
されました！

川の氾濫



がけ崩れ



土石流



大雨などの災害で壊れた地域内の生活道路、排水路、公民館、公園、児童利用遊具などの地域の共同施設を、地元自治会などが復旧する際に、市町村が助成する費用や、地元自治会等へ支給する資材購入費等の一部を県が補助します！

《対象となる事業》

- ①被災した共同施設を地元自治会などが自己負担により復旧する際に、復旧に必要な経費を市町村が助成する事業。
- ②地元自治会等が行う復旧を支援するために、市町村が支給する資材を購入する費用等。

(災害復旧)



(直営による復旧)



(外注による復旧)



《対象となる災害》

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条に規定する災害（台風やゲリラ豪雨などの風水害や地震等により発生した災害）

(洪水)



(暴風)



(高潮)



(地震)



《対象となる施設》

地域の振興に寄与する地域内の共同施設（地域自治会等で管理している生活道路、用排水路、広場、児童利用遊具等）

※地域で共同管理している施設が対象

(道路)



(公園)



(水路)



(倉庫・公民館)



《補助の概要》

- (1) 最終補助対象者：地元自治会や地域ボランティア団体など、国庫負担等によらない災害復旧事業を実施する団体（市町村施行は対象外）
 - (2) 県補助先：市町村（市町村への間接補助）
 - (3) 対象地域：**県内全域**
 - (4) 補助率：市町村が負担する額の1/2以内
 - (5) 補助限度額：300千円/件
- 地域の振興に寄与する共同利用施設のうち、災害復旧事業等の各種負担補助制度（交付税措置のある起債事業を含む）の対象とならない小規模災害を対象とする
- (6) 補助対象施設：生活道路、排水路、広場、公園（遊具を含む） など

地域共同施設災害復旧補助事業【概要】

《通称：ここぞ！というところに手が届く災害復旧補助事業》

【事業概要】

1 事業の目的・概要

※異常な天然現象の定義は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による。

豪雨等の異常な天然現象に起因する災害のうち、地域内で共同利用する生活道路、排水路、児童利用遊具など、災害復旧事業等の各種負担補助制度の対象とならない災害について、地元自治会等が復旧する際に必要となる経費を、市町村が助成する経費の一部を県が補助する（間接補助）。

また、地元自治会等が復旧する際に必要となる資材を市町村が支給する場合の、市町村の資材購入費等を補助する（直接補助）。

2 主な事業内容

(1) 最終補助対象者：地元自治会や地域ボランティア団体など（市町村施行は対象外）

(2) 県補助先：市町村

(3) 対象地域：**県内全域**

(4) 補助率：市町村が負担する額の1/2以内

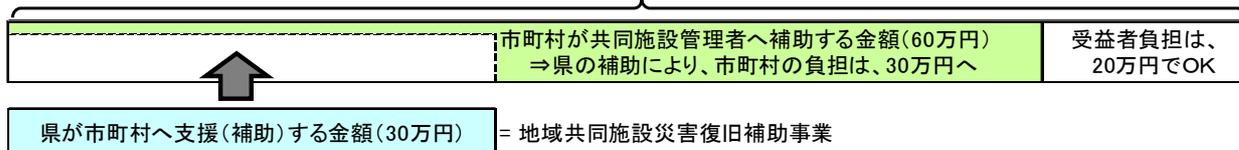
(5) 補助限度額：300千円/件

○地域の振興に寄与する共同利用施設のうち、災害復旧事業等の各種負担補助制度（交付税措置のある起債事業を含む）の対象とならない小規模災害を対象とする。

(6) 補助対象施設：生活道路、排水路、広場、公園（遊具を含む） など

【元に復旧するのに総額80万円かかる場合の例】・・・地元を応援する市町村を県が支援（補助）します。

復旧費用全体(80万円)



3 これまでの取組状況、改善点（H28.12現在）

○地域が管理する排水路等の共同利用施設が被災し、復旧されずに放置されることで、隣接する他の施設へ影響を及ぼす可能性もあり、地域全体の施設として防災面での機能維持が課題である。

○防災面での共同利用施設機能の維持は、地域の活性化と住民生活の安全安心に寄与している。

○高齢化や人口減少などにより、集落施設の維持管理が難しくなっている現状が把握でき、そのニーズを満たすことが可能となる。

○改正(H25.4.9)：事業の実施に当たっては県内事業者への発注に努めることとした。

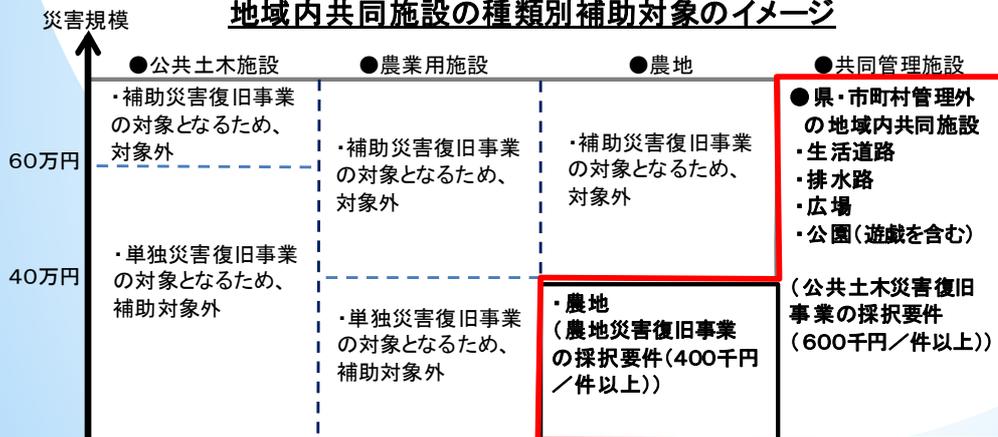
○改正(H26.3.14)：交付申請の時期について、事業開始の3日前までに行うこととした。

他の補助金との重複補助防止の明確化を図った。

○改正(H26.7.16)：市町が地元自治会等へ復旧のための資材等を支給する場合の、市町の資材購入費等を補助対象とした（市町への直接補助の導入）。

○制定(H29.4)：鳥取県中部地震時のニーズを踏まえ、県内全域(市町村)を対象とした制度に改めた。

地域内共同施設の種類の補助対象のイメージ



【問い合わせ先】

鳥取県 県土整備部
技術企画課（土木防災担当）

住所：〒680-8570
鳥取県鳥取市東町1丁目220
電話：0857-26-7368
ファクシミリ：0857-26-8189
E-mail：
gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp

※国・県から別の負担金・補助金等が支給され、又は交付税措置のある起債が適用可能な小規模災害等については、対象外。